

美濃加茂商工会議所小規模企業者事業所等整備補助金制度について

市内事業者の振興や活性化のために、市内の小規模企業者や市内で新たに創業される方が、市内の事業所等（店舗・事務所・工場など）の改修や新築を市内施工業者に依頼して行う場合に、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付する制度です。

なお、改修に伴い一体となって機能を果たす備品の購入も対象となります。

令和4年8月から、申請書等に押印が不要になりました。ただし、美濃加茂商工会議所小規模企業者事業所等整備補助金交付申請に係る誓約書及び美濃加茂商工会議所小規模企業者事業所等整備施工等同意書の権利者欄については、本人の署名又は記名押印が必要になります。

申請は同一事業所等及び同一事業者につき一回限りですが、令和3年度より、過去に当補助金を受けた事業者でも、交付決定を受けた年度の末日から5年間経過後は、再度申請できるようになりました。（令和6年度は、H30年度以前の利用者は再度申請可）

■対象者（次の要件をすべて満たしている小規模企業者であること）

1. 美濃加茂市に住民登録がある（又は住民登録する予定のある※）個人又は美濃加茂市に法人設立申告書を提出している（又は提出する予定のある※）法人
※実績報告時まで、住民登録又は法人設立申告書の提出が完了すること
2. 市内で改修工事等を行う事業所等の所有者又は使用者（新規創業者を含む）
※事業所を貸し付けている所有者（貸主）の場合は、事業所等の外壁・屋根など借主の事業に係わらない部分の工事に限る（収益物件となる新築や増築も対象外）。
3. 美濃加茂市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等でない事業者又はそれらが直接的若しくは間接的にも関与しない事業者
4. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営んでいない事業者
5. 日本標準産業分類による中分類93政治・経済・文化団体及び94宗教に該当していない事業を営む事業者
6. フランチャイズ又はレギュラーチェーンに該当しない事業を営む事業者
7. 市税を滞納していない事業者

○小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に規定する下記表に該当するもの。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下※1
商業※2・サービス業	従業員5人以下※1

※1 時間給又は日給の従業員及び雇用期間が1年未満の従業員は、従業員数に含めません。

※2 商業とは、卸売業・小売業（飲食店含む）を指します。

■対象工事（次の要件をすべて満たしていることが条件になります）別表参照

1. 市内の事業所等（店舗・事務所・工場など）の新築、増築、改築、修繕等を行う工事（外構工事を含む）
2. 工事費が30万円以上（消費税含む）となる工事
3. 令和6年4月1日以降に契約し、令和7年3月10日までに申請され、交付決定後10カ月以内に完成する工事
ただし、工事契約後30日以内かつ着工日の14日前までに申請された工事
※補助金の交付決定前に着工した工事、または購入した備品は対象となりません。
4. 市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者（美濃加茂市に住民登録がある個人）に依頼して行う工事及び備品の購入
※対象の適否については、事前に商工会議所までお問い合わせください。

■助成額

・工事費

○通常の場合

50万円（工事及び備品含む）を限度額として、工事費の2分の1に相当する額（千円未満切捨て）

○セミナー（特定創業支援等事業）を受講し、新規創業する場合

100万円（工事及び備品含む）を限度額として、工事費の3分の2に相当する額（千円未満切捨て）

※過去に事業収入があった方は、新規創業に該当しません。

※セミナー（特定創業支援等事業）は、美濃加茂商工会議所で受講できます。

セミナーについては、美濃加茂商工会議所（Tel.0574-24-0123）に問合せください。

・備品購入費（備品のみ購入は対象外）

事業所等の改修工事を伴い一体となって機能を果たすもので、購入金額の合計が10万円以上（消費税含む）で、3分の1に相当する額（千円未満切捨て）

※備品とは1品1万円（消費税除く）以上のものをいいます。

※申請が初めての方でも、実質2回目とみなしてお断りさせていただく場合がございます。

例：場所もしくは業種を同じくする一親等以内の親族が、すでに当制度を利用されている場合や、個人事業主として当制度利用後に法人成りし申請する場合等

■提出書類等

○交付申請書の提出

工事契約後30日以内かつ着工日の14日前までに、次の書類を添えて令和7年3月10日までに提出してください。(予算に達し次第、受付終了)

- ①補助金等交付申請書 <様式第1号>
- ②【施設の工事】工事契約書の写し及び工事概要書の写し（見積書等の工事内容及びその工事単価が判明するもの）
【備品の購入】備品の購入に関する契約書又は見積書（購入品目及び購入単価の判明するもの）
- ③【施設の工事】工事箇所の図面及び写真（施工前の状況が分かるもの）
【備品の購入】購入する備品のカタログ等
- ④施行の事業計画書 <様式第1号>
- ⑤誓約書<様式第2号>
- ⑥賃貸契約書の写し ※事業所等を借りて営業している場合
- ⑦同意書 ※事業所等を借りて営業している場合又は申請者の他に共有の権利者がいる場合<様式第3号>
- ⑧登記簿謄本の写し ※共有名義の場合
- ⑨許認可業種については、その許可証の写し
- ⑩直近年度の市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の完納証明書
市内で新たに事業を開始しようとする市外の事業者の場合は、申請時の直近年度の完納証明書（個人または法人）
- ⑪固定資産税納税通知書又は固定資産課税評価証明書の写し
- ⑫直近年度の所得税確定申告書、収支決算書又は法人税申告書、決算書等の写し
- ⑬法人設立申告書の写し ※法人の場合
- ⑭住民票又は運転免許証の写し ※個人の場合

<創業の場合> 上記書類の他に、下記書類が必要です。

- ⑮開業届の写し
- ⑯会社を辞めたことの証明（離職票等）
- ⑰創業に関する事業計画書（任意様式）
- ⑱特定創業支援等事業を受けた証明書（実績報告時まで提出）
※⑱は、セミナー（特定創業支援等事業）を受け、新規創業する場合のみ必要

※工事費等について、市で調査をすることがあります。

※必要に応じて他に添付書類を求める場合があります。

○計画変更申請書の提出

工事内容等の変更により交付決定通知書の内容を変更しようとするときは、速やかに次の書類を提出してください。

- ①補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書 <様式第3号>
- ②【施設の工事】変更、追加及び消除された変更工事請負契約書の写し及び変更工事概要書の写し

【備品の購入】変更、追加及び削除された備品の購入に関する変更契約書又は見積書

③【施設の工事】変更された工事施工の図面及び現況写真（当該変更により新たに追加された施行箇所のみ）

【備品の購入】変更及び追加で購入する備品のカタログ等

○実績報告書の提出

工事完了後30日以内に、次の書類を提出してください。

①補助事業等実績報告書 <様式第5号>

②支払が完了したことが判明する書類（領収書の写し等）

③【施設の工事】工事施工箇所の写真（着工前と同じ箇所）

※申請時、足場がなく写真撮影できなかった場合は、施工前後の写真

【備品の購入】備品の設置箇所の写真

④補助金等交付請求書 <様式第7号>

※セミナー（特定創業支援等事業）を受講し、新規創業する場合は、受講証明書発行後30日以内に実績報告書を提出することも可能です。

※必要に応じて他の添付書類を求める場合があります。

○現地確認について

実績報告書の提出後に現地確認を行う場合があります。

■問い合わせ：美濃加茂商工会議所 TEL(0574) - 24 - 0123

別表

対象	工事の例
<p>工事（市内業者による施工であること）</p>	<p>【対象となる工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業所等の新築及び増築工事一式 2) 事業所等の改装、修繕工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の張替、塗装、補修又は補強 (2) 屋根のふき替え、塗装補修又は補修 (3) 内壁、床及び天井の張替、補修又は補強 (4) 建具、サッシ及びシャッター等の取替又は補修 (5) 畳及びクロス等の張り替え (6) トイレ、風呂、台所等の改修 (7) 間取りの変更工事 (8) 看板、サンシェード及び照明器具等の取付、補修又は補強 (9) 耐震工事一式 (10) 工作物の改修 (11) 事業用駐車場の整備 (12) 上記工事に付属する電気、給排水及び外構（植栽等含む）工事 (13) エアコン取付工事 3) その他会頭が認める工事 <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>【対象とならない工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営規模が10室未満のアパート等、5棟未満の戸建ての貸家の改修 (2) 簡易な車庫、物置等の設置及び改修 (3) 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設置に関するもの (4) 防犯カメラの設置 (5) シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理など

<p>備品（市内業者から購入すること）</p> <p>※備品の購入のみの場合は対象外</p>	<p>【対象となる備品】（税抜き1品1万円以上のもの）</p> <p>(1) 事務業務に関する机、椅子、棚、ロッカー</p> <p>(2) カーテン、ブラインド</p> <p>(3) 商品陳列棚（ショーケース）</p> <p>(4) 業務用冷蔵庫、冷凍庫</p> <p>(5) 工事に伴い必要となる家具及び電化製品</p> <p>(6) その他会頭が認める備品</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【対象とならない備品】</p> <p>(1) 消火器などの消防用品や各種防災用品</p> <p>(2) 過度に高価であったり不必要な物と認められるもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>
--	---